

仕 様 書

- 1 件 名 総合行政システム用プリンタ消耗品購入《単価契約》
- 2 履行期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 3 納品場所 草加市役所庁舎、出先機関等
- 4 積算方法 発注予定数を基に、契約単価を見積もること。
- 5 発注及び納品等
適応機種が配置されている課及び公共施設等（ただし、総合行政システム用プリンタで使用する消耗品に限る。以下「発注元」という。）が必要に応じて発注し、発注元が指示する方法により納品すること。
- 6 支払方法
単価契約に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加え、納品確認後、請求に基づき速やかに支払うものとする。
- 7 規格等
別紙一覧表の規格・型番及び適応機種に該当するプリンタメーカー純正の消耗品を納品すること。
- 8 使用済み消耗品の回収
当該消耗品の受注後、納品する際には、発注元で使用済みになった消耗品を回収し、リサイクルに努めること。
ただし、使用済みになった消耗品が発注元でない場合にはこの限りでない。
なお、回収に要する全ての費用については、当該消耗品の受注者が負担するものとする。
- 9 その他
 - (1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 仕様に疑義が生じた場合は、情報推進課と協議すること。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ①受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ②受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

10 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市 契約課
電話048（922）1129（直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市 情報推進課 安井、佐内
電話048（922）0794（直通）

総合行政システム用プリンタ消耗品一覧

1 キヤノン製プリンタ消耗品

品名	規格・型番	発注単位	年間発注予定数	適応機種
トナーカートリッジ 042	0466C001 (約9,100枚)	個	0	LBP442
トナーカートリッジ 042VP	0466C004 (約18,200枚)		0	
トナーカートリッジ 042H	0467C001 (約16,700枚)		174	

※ 年間発注予定数は、過去の実績から見込んだ数であって、契約期間中の発注数を保証するものではない。